

No.	案件名称	物品種目	事業担当	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	随意契約理由	WTO
1	ポストカラムーイオンクロマトグラフ分析計 外1点 修繕	理化学機器	水道局	(株) ジェイ・サイエンス関西	3,255,000	平成25年10月15日	契約の性質または目的による場合	
2	救急車内消毒機一式 買入	医療用機器	消防局	(株) アダチ	3,150,000	平成25年10月17日	契約の性質または目的による場合	
3	分光光度計 外2点 修繕	理化学機器	水道局	(株) 島津製作所	2,436,000	平成25年10月21日	契約の性質または目的による場合	
4	耐火タイル1ほか1点(舞洲工場) 買入	産業用機器	環境局	日立造船(株)	8,673,000	平成25年10月22日	契約の性質または目的による場合	
5	自動体外式除細動器一式 買入	医療用機器	消防局	(株) アダチ	13,986,000	平成25年10月23日	契約の性質または目的による場合	
6	手動引金式人工呼吸器一式 買入	医療用機器	消防局	(株) アダチ	5,103,000	平成25年10月23日	契約の性質または目的による場合	
7	患者監視装置一式 買入	医療用機器	消防局	(株) アダチ	24,066,000	平成25年10月23日	契約の性質または目的による場合	
8	二連式加湿酸素流量計一式 買入	医療用機器	消防局	日本船舶薬品(株)	2,129,400	平成25年10月24日	契約の性質または目的による場合	
9	炉用部品(可動火格子ほか5点)(平野工場) 買入	産業用機器	環境局	JFEエンジニアリング(株)	19,029,150	平成25年10月29日	契約の性質または目的による場合	
10	パドルほか2点(平野工場) 買入	産業用機器	環境局	本田鐵工(株)	4,521,300	平成25年11月1日	契約の性質または目的による場合	
11	摂陽中学校測定局風向風速計ほか6台 修繕	理化学機器	環境局	(株) 小笠原計器製作所	2,664,539	平成25年11月7日	契約の性質または目的による場合	
12	高線量率密封小線源治療システム 買入	医療用機器	病院局	(株) 千代田テクノル	47,145,000	平成25年11月15日	契約の性質または目的による場合	適用
13	低速回転式せん断破砕機供給コンベア用エプロン(舞洲工場) 買入	産業用機器	環境局	日立造船(株)	3,139,500	平成25年11月19日	契約の性質または目的による場合	
14	はしご車分解整備(2)	自動車修理	消防局	(株) モリタテクノス	20,265,000	平成25年11月22日	契約の性質または目的による場合	
15	クレーン用インバータほか1点(平野工場) 買入	産業用機器	環境局	富士ホイスト工業(株)	9,450,000	平成25年11月28日	契約の性質または目的による場合	
16	高機能普通充電設備(EVパワーステーション)(福島区役所) 買入	産業用機器	福島区役所	(株) JM	987,000	平成25年11月29日	契約の性質または目的による場合	
17	中間火格子ブロックほか5点(舞洲工場) 買入	産業用機器	環境局	日立造船(株)	14,896,350	平成25年12月16日	契約の性質または目的による場合	
18	方面管理事務所管内複合型ガス濃度測定器修繕(25-2)	医療用機器	建設局	新コスモス電機(株)	7,070,700	平成25年12月17日	契約の性質または目的による場合	
19	方面管理事務所管内複合型ガス濃度測定器修繕(25-1)	医療用機器	建設局	(株) 理研商会	3,622,500	平成25年12月24日	契約の性質または目的による場合	
20	共同溝ほか1か所ガス検知器修繕	医療用機器	建設局	(株) 理研商会	4,824,750	平成25年12月24日	契約の性質または目的による場合	
21	炉用部品(ポイラー水管)(平野工場) 買入	産業用機器	環境局	JFEエンジニアリング(株)	3,675,000	平成25年12月25日	契約の性質または目的による場合	
22	電子計算機システム用モジュール(八尾工場) 買入	産業用機器	環境局	富士電機(株)	4,830,000	平成25年12月25日	契約の性質または目的による場合	
23	免税軽油(給油施設分)第4四半期 買入(単価契約)	石油類	複数局	港石油(株)	109,200	平成25年12月26日	契約の性質または目的による場合	

随意契約理由書

1. 案件名称

ポストカラムーイオンクロマトグラフ分析計 外1点 修繕

2. 契約の相手方

(株) ジェイ・サイエンス関西

3. 随意契約理由

本契約におけるポストカラムーイオンクロマトグラフ分析計（日本ダイオネクス株式会社製 ICS-5000、DX-320）及びオゾン処理実験装置（株式会社日本ラウンドサイエンス製 WAT-08 型）は、水道水質検査等に使用する極めて高い精度が要求される装置であり、本装置専用に成型及び加工され、一般に販売されていない精密部品並びに本装置特有の技術仕様に基づいて製造されたものです。

本修繕には、性能保証を確保する必要があり、本装置専用で一般に販売されていない精密部品の調達及び本装置特有の技術仕様に関する知識が必要不可欠です。

なお、上記業者は修繕業務を行う本装置製造メーカーの大阪府内における唯一の代理店であり、これらの条件を満たすことのできる唯一の業者です。

よって、上記業者と契約を締結します。

4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5. 担当部署

水道局工務部水質試験所 豊野分室（電話番号072-825-4710）

随意契約理由書

1 案件名称

救急車内消毒機一式 買入

2 契約の相手方

㈱アダチ

3 随意契約理由

救急車内消毒機は、アルコール又はアルコールを主成分とした消毒剤を炭酸ガス（不燃性）と混合し、救急車内に噴霧することにより消毒する機械である。

消毒剤は揮発性を有するアルコールまたはアルコールが主成分であるため噴霧後の拭き取り作業を必要とせず、また電源を使わず炭酸ガス圧を利用して0.3MPaの高圧で微粒子（15ミクロン以下）の状態消毒液を噴霧するため、短時間（約2～3分）で車内の隅々まで消毒ができるものである。また、救急車内に搭載しても活動に支障のない大きさのため必要があれば車載も可能である。これらの機能を満たす消毒装置は当該製品のみである。

当該製品は新耕産業株式会社製であり、上記業者は大阪府における唯一の代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課（電話番号 06-4393-6628）

6 選定者

救急課長

随意契約理由書

1 案件名称

分光光度計 外2点 修繕

2 契約の相手方

(株) 島津製作所

3 随意契約理由

本契約における分光光度計、全有機炭素計、及びガスクロマトグラフ分析計((株)島津製作所製)は、水道水質検査等に使う極めて高い精度が要求される装置であり、本装置専用に成型及び加工され、一般に販売されていない精密部品並びに本装置特有の技術仕様に基づいて製造されたものです。

本修繕には、性能保証を確保する必要があり、本装置専用で一般に販売されていない精密部品の調達及び本装置特有の技術仕様に関する知識が必要不可欠です。

なお、上記業者は本装置の製造メーカーであるため、これらの条件を満たすことのできる唯一の業者です。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部水質試験所庭窪分室 (電話番号06-6907-4482)

随意契約理由書

1 案件名称

耐火タイル1ほか1点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する耐火タイルは、日立造船(株)施工による舞洲工場焼却設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では構造を知りえず、使用部品の調達も不可能であるため、日立造船(株)製品の選定を行った。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 舞洲工場 (電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

自動体外式除細動器一式 買入

2 契約の相手方

㈱アダチ

3 随意契約理由

自動体外式除細動器は、心停止した傷病者の心電図を解析し、必要に応じて除細動を行うための高度救急救命処置用資器材であり、類似製品と以下7点について比較検討した。

- ・二相波形式であること
- ・心電図が測定できること
- ・小児に除細動を実施するための小児用モード機能を有し、電極パッドを交換することなく除細動を行うことが可能であること
- ・小型軽量であり救急バッグにも収納可能で携帯性に優れ傷病者搬送時に障害とならないこと
- ・防塵性及び防水性に優れ (IP55 以上)、火災現場や救護現場等の悪環境下においても、機器の動作に支障をきたさず使用できること
- ・心電図記録 (測定データ) を出力し有線 (データカード) でパソコンに転送でき出力できること
- ・日本国内における薬事法上の医療機器承認を受けていること

上記すべてを満たすものは㈱フィリップスエレクトロニクスジャパン製のハートスタート FR3 Pro のみであり、傷病者の救命に最も効果的であると考えられるため、本製品を選定する。

当該製品は㈱フィリップスエレクトロニクスジャパン製であるが、販売元のレールダルメディカルジャパン㈱が日本国内の消防機関における唯一の医療機器販売代理店である。また、上記業者はレールダルメディカルジャパン㈱が取り扱う製品の大阪府下における唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課 (電話番号 06-4393-6628)

随意契約理由書

1 案件名称

手動引金式人工呼吸器一式 買入

2 契約の相手方

(株)アダチ

3 随意契約理由

手動引金式人工呼吸器は、呼吸停止の傷病者に対して効果的な人工呼吸を行うことができ、また自発呼吸のある傷病者に対しては傷病者の呼吸に同期して高濃度酸素投与が行えるなど、呼吸管理の際に使用する救命資器材であり、類似製品と以下5点について比較検討した。

- ・ 人工呼吸を自動式に切り替えられること。
- ・ 酸素駆動式で電源を必要としないこと。
- ・ 使用中における気道内圧の上限が 40cmH₂O であること。
- ・ 自発呼吸発現時の微弱な呼吸でも作動すること。
- ・ MRI 対応型であること。

上記すべてを満たすものはスミスメディカル・ジャパン株式会社製のニューバック VR1 のみであり、傷病者の救命に最も効果的であると考えられるため、本製品を選定する。

また、(株)アダチはスミスメディカル・ジャパン(株)が取り扱う全製品の唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局救急部救急課 (救急) (電話番号 06-4393-6628)

随意契約理由書

1 案件名称

患者監視装置一式 買入

2 契約の相手方

(株)アダチ

3 随意契約理由

患者監視装置は、救急隊員が傷病者の状態を把握するために必要な心電図、脈拍数、血圧、血中酸素飽和度等を測定する医療機器である。さらに、多数傷病者発生時に複数の傷病者に除細動を実施できること、除細動不作動事案発生時に対応するため除細動機能を有することが必要である。また、救急車に積載している自動体外式除細動器（ハートスタート FR3 Pro）を救急現場で使用し、傷病者を救急車内へ収容後患者監視装置にて継続管理する際、自動体外式除細動器の除細動パッドとの互換性を有することがスムーズな救急活動を行うために必要であり、類似製品と以下4点について比較検討した。

- ・ディスプレイは見やすいカラー液晶であること
 - ・心電図、SP0₂ 値、血圧値及び脈拍数を測定できること
 - ・除細動機能を有すること
 - ・救急車に積載している自動体外式除細動器の除細動パッドとの互換性を有すること
- 上記すべてを満たすものは(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン製のハートスタート MRx のみであり、本製品を選定する。

当該製品は(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン製であるが、販売元のレールダルメディカルジャパン(株)が日本国内の消防機関における唯一の医療機器販売代理店である。また、上記業者はレールダルメディカルジャパン(株)が取り扱う製品の大阪府下における唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課 (電話番号 06-4393-6628)

随意契約理由書

1 案件名称

二連式加湿酸素流量計一式 買入

2 契約の相手方

日本船舶薬品(株) 大阪営業所

3 随意契約理由

当該製品は、救急車内に設置し、ボンベ内の酸素を加湿しながら傷病者に酸素投与を行う際に使用するものである。

救急車内に設置する加湿酸素流量計は以下の性能を有する必要がある。

- ・薬事法により医療用具として承認を受けていること。
- ・フローメーター(酸素流量計)及び加湿瓶等が堅牢なケースに内蔵しており、ヘルメット等が衝突し衝撃を受けても損傷しにくい構造であること。
- ・同時に2名の傷病者に酸素投与する必要があることから二連式であること。
- ・呼吸様式の多様な患者に対応するため酸素流量は毎分 15ℓ以上の投与ができ、かつ 1ℓ毎の設定が可能であること。
- ・救急車内のボンベ収納場所から加湿酸素流量計を設置する場所まで配管により接続する構造であること。
- ・人工呼吸器など酸素を必要とする資器材を使用する場合においても使用できるようにジュンロン型のワンタッチ式接続口が2個あること。

当該製品は(株)三幸製作所製であり、当該製品の販売及び修理・点検その他一切の業務を負う発売元は新鋭工業(株)であり、新鋭工業(株)が販売する当該製品及びその周辺機器の日本における販売、修理・点検その他一切の業務を代行する代理店は上記業者である。よって上記業者を選定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課 (電話番号 06-4393-6628)

随意契約理由書

1 案件名称

炉用部品（可動火格子ほか5点）（平野工場）買入

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

炉用部品はJ F Eエンジニアリング（株）施工による焼却設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品は、形状寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、J F Eエンジニアリング（株）製の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

炉用部品はJ F Eエンジニアリング（株）のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、J F Eエンジニアリング（株）と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 平野工場（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

パドルほか2点（平野工場）買入

2 契約の相手方

本田鐵工（株）

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

パドルほか2点は本田鐵工（株）による混練機の主要構成部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品は、形状寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、本田鐵工（株）製の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

パドルほか2点は本田鐵工（株）のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、本田鐵工（株）と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 平野工場 （電話番号 06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

摂陽中学校測定局風向風速計ほか6台修繕

2 契約の相手方

株式会社小笠原計器製作所

3 随意契約理由

今回修繕を実施する風向風速計（株式会社小笠原計器製作所製）は、大気汚染防止法第22条に基づき、市内7か所で風向・風速の自動測定を行う機器である。

本修繕については、測定精度を維持するために精密な調整が必要であり、販売後の機器修繕については、製作会社である株式会社小笠原計器製作所でしか実施することができない。

よって、地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号に該当するので、上記業者を契約相手とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局環境管理部環境管理課（電話番号 06-6615-7944）

1 案件名称
高線量率密封小線源治療システム 買入

2 契約の相手方
株式会社千代田テクノル

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

高線量率密封小線源治療システムは、臓器の腔内や組織内にできた腫瘍等の治療を行うための高度医療機器であり、当局として以下2点の要件を満たすことが治療上必要である。

- ・アプリケーションがMRIとCTの対応型であること

MRI、CTなどの3次元画像を用いた高品質・高精度な治療を行うため。

- ・線源が曲率半径10mm以下のアプリケーションを通過できること

本機器については、大阪市立総合医療センターにおける主に子宮がんや子宮頸がんの治療に使用するものである。これらのがんに対する本機器による治療は、アプリケーションと呼ばれる筒状の器具を腔内に挿入し、その器具の内部に放射線源を通過させ病巣に放射線を照射する方法である。

本治療法は、先端がほぼ真円のリング状になっているアプリケーションがスムーズに入り、その内部を放射線源が通過できることが前提となるが、日本人の膣の直径は20～30mmが平均的であることから、リング部分の直径がその範囲内にあるアプリケーションを使用できる必要がある。

そのアプリケーションを通過するためには、曲率半径（曲線の度合を示す指標）が小さい曲線内を通過できる柔軟性の高い線源を使用する機器が必要であるが、現在販売されている機器については、曲率半径が10mm以下の機種以外ではいずれの機種も15mm以上となっており、平均的な日本人患者であっても当該治療法を選択できない場合が一部生じてしまう。

また曲率半径の小さい曲線に対応できる機器であれば、子宮に係るがんのみならず主に肺や胆道など他の臓器への応用の効果についても期待できるところであり、大阪市立総合医療センターが、がん医療に係る機能の維持向上と収益の確保を図るため、本機器については、曲率半径が10mm以下の曲線部を通過できる柔軟性の高い線源を使用している必要がある。

以上の要件は、前者については医療の質の向上に資する点、後者については治療の対象にできる症例の拡大、すなわち治療可能な対象患者の範囲の拡大に資する点の両面の観点から2つの要件が必須であり、上記すべてを満たすものはエレクタ社製のマイクロセレクトロンHDR-V3のみである。

(2) 業者選定理由

当該製品はエレクタ社製であり、日本国内で購入することができるのは、唯一の代理店である株式会社千代田テクノルのみである。

本調達物件はWTOに基づく政府調達協定対象物件であるが、協定15条第1項(b)（特定の供給者によるのみ供給が可能で、他に合理的な選択対象又は代替となるものがない場合は随意契約が可能）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第号（特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において当該調達の相手方が特定されているとき）に該当するので随意契約を行なうものとする。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第2号

政府調達に関する協定第15条第1項(b)

5 担当部署

大阪市病院局企画部会計課（契約管財）

（電話番号 06-6929-3627）

随意契約理由書

1 案件名称

低速回転式せん断破碎機供給コンベア用エプロン（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

今回購入する低速回転式せん断破碎機供給コンベア用エプロンは、日立造船(株) 施工による舞洲工場破碎設備の可燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が不可能である。よって、日立造船(株) 製品とする。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株) が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株) と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 舞洲工場 (電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

はしご車分解整備（2）

2 契約の相手方

株式会社 モリタテクノス 西日本営業部

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び消防関係法令に基づき設計製作され、人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は株式会社モリタ製であり、ぎ装全般について独自の技術で設計製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検整備には高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記株式会社モリタテクノスは製作会社からはしご車分解整備業務を移管された唯一の会社であり、当該業務は株式会社モリタテクノス以外では履行不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6198）

随意契約理由書

1 案件名称

クレーン用インバータほか1点（平野工場）買入

2 契約の相手方

富士ホイスト工業（株）

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

クレーン用インバータほか1点は平野工場に設置されている富士ホイスト工業(株)製のクレーンを巻上げ下げするために使用しているインバータ及びインバータに付属する巻上回生制動ユニットです。同インバータは富士ホイスト工業（株）のクレーン制御専用設計された特注品であり、他の機器では機器停止等の異常が発生する恐れがあるため、他社製品を取付けることはできません。以上の理由により製品を指定します。

(2) 業者選定理由

クレーン用インバータほか1点は富士ホイスト工業（株）のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、富士ホイスト工業（株）と特名随意契約を行います。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 平野工場 （電話番号 06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

高機能普通充電設備（EVパワーステーション）（福島区役所） 買入

2 契約の相手方

東京都千代田区二番町三番地 麹町スクエア5階
株式会社JM

3 随意契約理由

福島区役所では「防災コミュニティの形成・安全安心のまちづくり」として避難所（区内各学校）の停電対策に取り組んできたところである。昨年度は『日産自動車株式会社・大阪府市共同プロジェクト「日産リーフで節電アクション」』により、大阪府域の官公庁施設向けに無償提供された電気自動車（日産リーフ）50台のうち1台を活用し、災害直後の停電による避難所の最低限の電力確保と環境づくりを目的として、区内避難所の一つである大開小学校に、災害時に電気自動車（日産リーフ）から避難所となる教室へ電力供給を可能とするニチコン株式会社製のEVパワーステーションを設置し、災害時避難所における停電時の電源確保実証実験をおこなった経緯がある。

現在、電気自動車から電力供給を可能とする製品は上記のみであり、今後は、残る11避難所に順次設置していくこととする。

この製品は、「日産リーフで節電アクション」プログラムの促進に取り組んできた株式会社JMと、平成25年7月より新規参入している株式会社日本エコシステムのみが販売をおこなっている。当該二者は入札参加資格を有していないため、比較見積りによる随意契約となるが、株式会社日本エコシステムより見積書提出の辞退届を受理した。

よって本案件買入契約については、株式会社JMと特名による買入契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

福島区役所 市民協働課（市民協働）
TEL：06-6464-9734

随意契約理由書

1 案件名称

中間火格子ブロックほか5点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する中間火格子ブロックほか5点は、日立造船(株)施工による舞洲工場焼却設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開の為他社では構造を知りえず、使用部品の調達も不可能であるため、日立造船(株)製品の選定を行った。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 舞洲工場 (電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

18

1 案件名称

方面管理事務所管内複合型ガス濃度測定器修繕（25-2）

2 契約相手方

新コスモス電機株式会社

3 随意契約理由

本件は、複合型ガス濃度測定器を修繕するものである。

修繕する複合型ガス濃度測定器は、酸素欠乏症・硫化水素中毒等の危険が予想される下水道施設内での作業において、作業時に酸素・硫化水素・可燃性ガスを測定するものであるが、複合型ガス濃度測定器の各センサー・フィルター等の部品が長期の使用により損耗しており、測定結果に影響する可能性があるため、作業における安全対策上、部品の取替え、機能点検並びに調整を定期的に行う必要がある。

本機器は、新コスモス電機株式会社が製作したものであり、センサー・フィルター等の部品取替え及び点検には製作会社独自の技術を必要とし、取替え部品も他社では製作しておらず、本修繕ができるのは製作会社である新コスモス電機株式会社のみである。

以上のことから、新コスモス電機株式会社を契約相手方として随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 管理部 工務課 事業所担当 （電話番号 06-6615-6465）

随意契約理由書

19

1 案件名称

方面管理事務所管内複合型ガス濃度測定器修繕（25-1）

2 契約相手方

株式会社 理研商会

3 随意契約理由

本件は、複合型ガス濃度測定器を修繕するものである。

修繕する複合型ガス濃度測定器は、酸素欠乏症・硫化水素中毒等の危険が予想される下水道施設内での作業において、作業時に酸素・硫化水素・可燃性ガスを測定するものであるが、複合型ガス濃度測定器の各センサー・フィルター等の部品が長期の使用により損耗しており、測定結果に影響する可能性があるため、作業における安全対策上、部品の取替え、機能点検並びに調整を定期的に行う必要がある。

本機器は、理研計器株式会社が製作したものであり、センサー・フィルター等の部品取替え及び点検には製作会社独自の技術を必要とし、取替え部品も他社で製作していない。また、本修繕ができるのは製作会社からアフターサービス業務を移管されている株式会社理研商会のみである。

以上のことから、株式会社理研商会を契約相手方として随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 管理部 工務課 事業所担当 （電話番号 06-6615-6465）

随意契約理由書

20

1 案件名称

共同溝ほか1か所ガス検知器 修繕

2 契約相手方

株式会社 理研商会

3 随意契約理由

今回修繕する共同溝ガス検知器は共同溝の各洞道内及び地下道内において、本市職員及び企業体の維持管理作業等で酸欠危険場所への入溝に際し、人命の安全及び不測の事故を防ぐための確保を行う重要な設備であるが、長年の使用により構成部品に動作不良が生じているため取替修繕を行うものである。

本設備は理研計器株式会社が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替えには、既設設備の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。また、本修繕ができるのは製作会社からアフターサービス業務を移管されている株式会社理研商会のみである。

以上のことから、株式会社理研商会を契約相手方として随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）

随意契約理由書

1 案件名称

炉用部品（ボイラー水管）（平野工場）買入

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

炉用部品はJ F Eエンジニアリング（株）施工による焼却設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品は、形状寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、J F Eエンジニアリング（株）製の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

炉用部品はJ F Eエンジニアリング（株）のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、J F Eエンジニアリング（株）と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 平野工場 （電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

電子計算機システム用モジュール（八尾工場）買入

2 契約の相手方

富士電機株式会社

（本店）東京都品川区大崎1-11-2

（支店）大阪市福島区鷺洲1-11-19

3 随意契約理由

製品指定理由

当工場プラント設備の電子計算機システムは富士電機株式会社製である。

今回購入予定の製品は、電子計算機システムへのプラント計測・制御機器の入出力用の部品として当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

本製品の形状並びに仕様は電子計算機システムと一体であり、制御関係についても当該会社のみが熟知しており、他社製品では製作、取付け、使用が不可能である。

よって富士電機株式会社製品の選定を行った。

業者選定理由

本製品はシステムメンテナンス用部品としてユーザーに対して直接販売しているものであり、一般の代理店では入手不可能である。

以上の理由により、富士電機株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 八尾工場 （電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

免税軽油（消防局船舶）第4四半期分買入（単価契約）

2 契約の相手方

港石油（株）

3 随意契約理由

当局では、消防救助艇「ゆめしま」（3.1トン）を保有し、大阪市全域の水難救助事案に出場し災害対応している。

消防救助艇の災害出場は、通常期においては、月に4～5件の出場であるが、特に夏季においては水難事故の多発等により、事故警戒業務等を含め月に10件以上の出場があり、これら災害出場に対応するため消防救助艇の燃料を常時満タン状態にしておく必要がある。

そのため、迅速な災害対応に支障とならない燃料補給の方法としては、次の方法が考えられる。

① 船舶給油施設へ操船して直接給油する。

② 給油船（バージ船）による給油

③ 給油タンク車からの直接給油

④ 水上消防署での給油

①の場合は、時間的制約や設備上の問題が無く利便性が高い。

②、③の給油は、事前に給油時間を指定しなければならず、また、指定した時間に災害出場しておれば給油することができないことから、消防救助艇の給油に迅速に対応するのは不可能である。

④の場合は、消防艇専用の給油施設であり、消防救助艇が給油を行うことができない。

以上の理由により、当局が保有する消防救助艇「ゆめしま」への燃料補給は①の方法しかない。また、緊急な給油を必要とする場合、繫留場所に近接しており、迅速に対応し短時間で給油できる船舶給油施設を所有する業者は、港石油（株）のみである。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6149）

随意契約理由書

1 案件名称

免税軽油（港湾局）第4四半期買入（単価契約）

2 契約の相手方

港石油株式会社

3 随意契約理由

当局では、渡船を2隻（12.00t・19.54t）ならびに、巡視船を1隻（10.00t）保有しています。

渡船は、木津川の大正区船町地区と住之江区平林地区を結び人と自転車を運ぶものとして運航しており、給油頻度は月に2回程度です。

巡視船は、大阪港を利用する船舶が港内を安全に航行し、係留できるよう、港を常に良好な状態に維持することを目的としており、港内の上屋・荷さばき地・水域施設・係留施設・外郭施設の状態監視等を行うために運行しており給油頻度は月に5～6回程度です。

渡船及び巡視船ともに、日々稼働しており、渡船は入出港する時刻の合間に、巡視船は巡視業務時間の合間に適宜給油を行う必要があります。

各船への給油方法は、次の5つの方法が考えられます。

- ① 船舶給油施設へ操船して直接給油する
- ② 給油船（バージ船）による定けい場での給油
- ③ タンクローリ車による陸上からの給油
- ④ ドラム缶で購入・給油
- ⑤ 鶴町基地での給油

②及び③の給油方法については、給油時間の事前調整が必要であることや、1回の給油量が少なく、給油回数が頻繁であることから給油業者の確保が困難な状態です。また、渡船については、定けい場が自動車等の通行できる道路と離れているため②の給油方法は対応できません。

④の給油方法については、本件船舶の各定けい場にオイルフェンス等の設備がなく、また、危険物取扱者がいないため給油できません。残る⑤の給油方法については、当局の他担当が所有している給油タンクまで向かい給油する方法であるが、本件船舶の各定けい場から、鶴町基地まで給油に向かうのに時間がかかること及び、当該給油タンク取扱担当との給油時間等の調整が発生し効率的ではありません。

以上の理由により、本件船舶の給油方法については、①の方法により行うこととしますが、各定けい場に近接し、渡船については入出港する時刻の合間に、巡視船については巡視業務時間の合間に適宜給油を行うことが可能な船舶給油施設を所有する業者は、港石油㈱のみであります。

よって、港石油㈱と特名随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局総務部経営監理担当（調達）

電話番号 06-6615-7716